

鐵道事業許可申請書  
(京成高砂～成田空港間)

京成電鉄株式会社



京成14第270号  
平成14年5月31日

国土交通大臣

林 寛 子 殿

京成電鉄株式会社

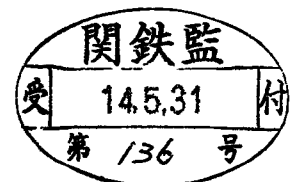
取締役社長

大 塚



鉄 道 事 業 許 可 申 請 書

今般、別紙のとおり、第二種鉄道事業を経営したいので、鉄道事業法第四条の規定に基づき関係書類を添えて申請いたします。



## 申請理由

申請路線は、京成本線京成高砂駅から北総開発鉄道北総・公団線、新設される成田高速鉄道アクセス線、成田空港高速鉄道線を経由して京成本線成田空港駅に至る成田新高速鉄道線（仮称）であります。

当社は、昭和53年5月の新東京国際空港開港時より今日まで一貫して都心と空港を結ぶ重要なアクセスとして、さらには増大する航空需要に対応できる大量かつ定時輸送が可能な交通機関として、その一翼を担ってまいりました。

この間、増加する空港利用者に対応するため、旧新幹線施設を使用して平成3年3月には成田空港ターミナル直下（第1ターミナルビル）への乗り入れ、翌平成4年12月には空港第2ビル駅の開業など空港アクセスの改善がなされ、当社も空港輸送の充実に努めてまいりました。

しかしながら、当社を含め現在の空港アクセスには、依然として都心と空港間の所要時間が諸外国と比較して長いという課題が残されており、より速達性を有する鉄道の実現が求められております。

一方、新東京国際空港の国際航空需要は、平成12年度実績で年間約2,700万人であり、これに対して第7次空港整備七箇年計画では、平成27年に発着回数が22万回になり、旅客は現在に比べ約60%増加して約4,300万人になると予測されております。さらに、航空需要の伸びとともに、空港及び関連施設の従業者等も増加することが予想されます。

このような状況の中で、平成12年1月に出された運輸政策審議会答申第18号において、新東京国際空港へのアクセス整備に関して北総開発鉄道北総・公団線を延伸し新東京国際空港へ至る路線の新設が掲げられ、平成27年（2015年）までに開業することが適当な路線と位置付けられました。また、その整備手法等は地元の千葉県を中心に関係者間で早急に調整することとされました。

これを受けて、千葉県を中心とする地元関係機関等に当社も関係者の一員として加わり、協議・検討を進めた結果、新線整備は上下分離方式とし、整備主体は第三セクターの成田高速鉄道アクセス株式会社が、運行主体は事業運営の効率性等の観点から当社が行うこととなりました。

この事業は、懸案であった都心と新東京国際空港の所要時間を30分台に短縮するだけでなく、国際ハブ空港の機能維持・向上に大きく寄与するとともに、沿線地域の発展にも重要な役割を果たすものと確信しております。

以上の理由により、京成本線京成高砂駅から成田空港駅に至る成田新高速鉄道線（約51.4 km）を使用して、都心と新東京国際空港を結ぶ一般旅客の運輸営業をいたしたく、第二種鉄道事業の許可申請をするものであります。

## 許 可 申 請 事 項

### 1. 名称及び住所

名 称 京成電鉄株式会社  
取締役社長 大塚 弘  
住 所 東京都墨田区押上一丁目10番3号

### 2. 予定する路線

#### (1) 起点及び終点

起 点 東京都葛飾区高砂

終 点 千葉県成田市

#### (2) 主要な経過地

鎌ヶ谷市初富、印西市武西、印旛村若萩、成田市松崎

### 3. 経営しようとする鉄道事業の種別

第二種鉄道事業

### 4. 業務の範囲

旅客運送

### 5. 事業基本計画

別紙のとおり

### 6. 事業の開始のための工事の要・否

要

7. 鉄道線路の使用を許諾する者の名称及び住所

(1) 名 称 北総開発鉄道株式会社  
取締役社長 若 槻 治 彦  
住 所 東京都墨田区押上一丁目10番3号

(2) 名 称 都市基盤整備公団  
総 裁 伴 襄  
住 所 東京都千代田区九段北一丁目14番6号

(3) 名 称 成田高速鉄道アクセス株式会社  
代表取締役 興 村 猛  
住 所 千葉県成田市三里塚字御料牧場1番2

(4) 名 称 成田空港高速鉄道株式会社  
代表取締役社長 堀 木 常 雄  
住 所 東京都中央区東日本橋二丁目24番12号

鉄 道 事 業 基 本 計 画

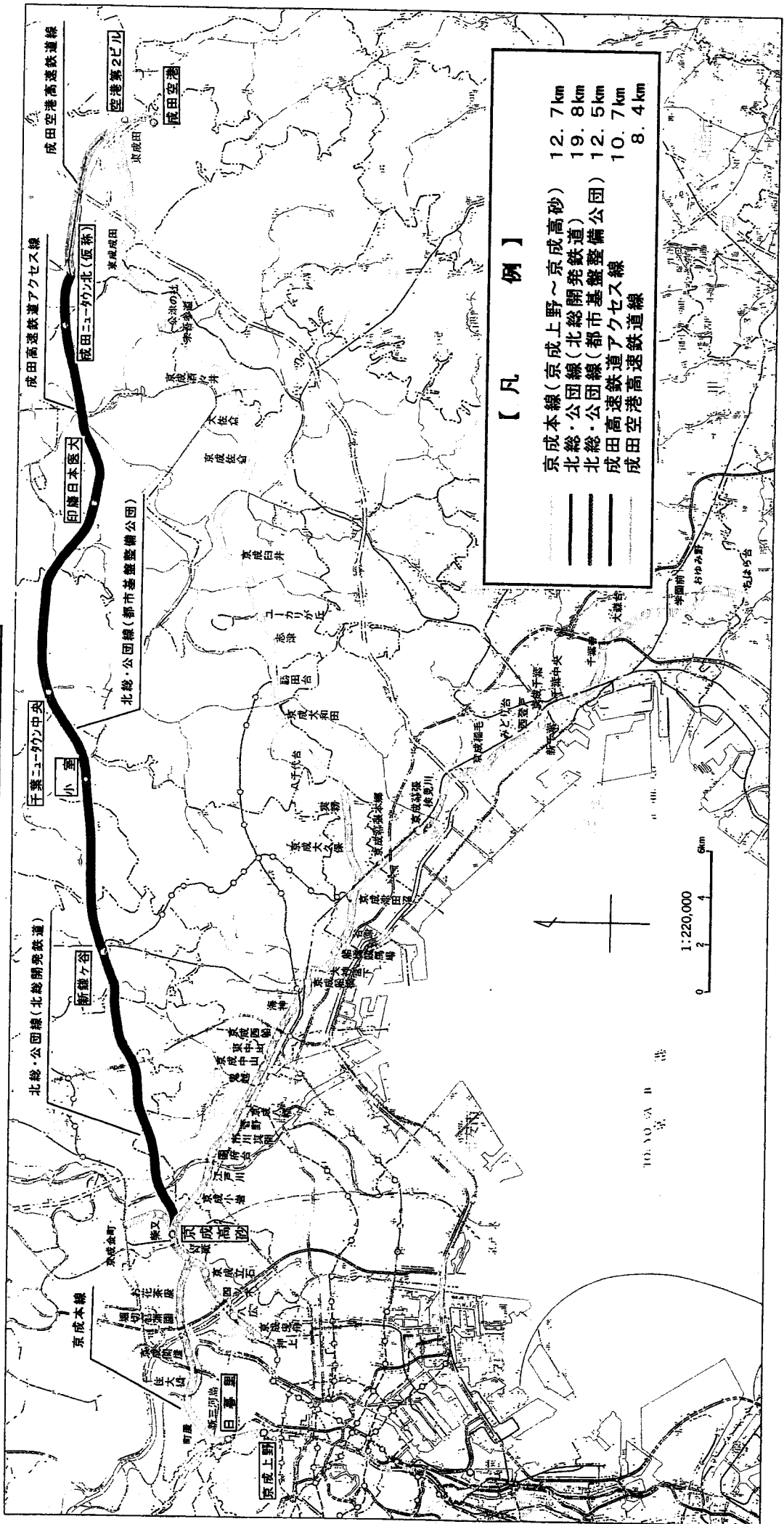
鉄道事業者	名称 (氏名)	京成電鉄株式会社	住所	(〒131-8555) 東京都墨田区押上一丁目10番3号 (Tel 03-3621-2321)
鉄道事業の種類	第1種鉄道事業	<b>第2種鉄道事業</b>	第3種鉄道事業	許可年月日
				工事施行認可年月日
路線名	成田新高速鉄道線 (仮称)	区間	京成高砂～成田空港	キロ程
				51.4
				工事完成期限
				開業年月日
				平成22年度
事業基本計画				事業基本計画の変更等
鉄道の種類				変更年月日
				変更の内容
施設の概要	単線・複線等の別			
	動力(交直の別及び標準電圧)	(直流1,500V)		
	軌間	(1,435) (mm)		
	設計最高速度	(160) (km/h)		
	設計通過トン数	(20) (百万トン/年)		
運送区間	旅客運送区間	全線		
	貨物運送区間	なし		
計画供給輸送力		旅客	63 (千人/日)	
		貨物	- (百トン/日)	
駅位置・名称取扱範囲	駅名	駅の位置		取扱範囲
	新鎌ヶ谷	千葉県鎌ヶ谷市初富928番地		旅客運輸
	千葉ニュータウン中央	千葉県印西市武西1390-1番地		"
	印旛日本医大	千葉県印旛郡印旛村若萩1丁目1番地		"
成田ニュータウン北(仮称)	千葉県成田市松崎1626番地先		"	
相ある事業者の概要①	事業者	名称(氏名)	北総開発鉄道株式会社	
		住所	(〒131-8555) 東京都墨田区押上一丁目10番3号 (Tel 0474-46-3751)	
	事業の種類	<b>第1種鉄道事業</b> <b>第2種鉄道事業</b> 第3種鉄道事業		
	事業の概要	鉄道による一般運輸		
相ある事業者の概要②	事業者	名称(氏名)	都市基盤整備公団	
		住所	(〒102-0073) 東京都千代田区九段北一丁目14番6号 (Tel 03-3263-8111)	
	事業の種類	第1種鉄道事業 第2種鉄道事業 <b>第3種鉄道事業</b>		
	事業の概要	鉄道施設の建設・改良及び管理・貸付		
相ある事業者の概要③	事業者	名称(氏名)	成田高速鉄道アクセス株式会社	
		住所	(〒282-0011) 千葉県成田市三里塚字御料牧場1番2 臨空開発第1センタービル (Tel 0476-30-3338)	
	事業の種類	第1種鉄道事業 第2種鉄道事業 <b>第3種鉄道事業</b>		
	事業の概要	鉄道施設の建設・改良及び管理・貸付		
相ある事業者の概要④	事業者	名称(氏名)	成田空港高速鉄道株式会社	
		住所	(〒103-0004) 東京都中央区東日本橋二丁目24番12号 東日本橋横町ビル (Tel 03-5687-6611)	
	事業の種類	第1種鉄道事業 第2種鉄道事業 <b>第3種鉄道事業</b>		
	事業の概要	鉄道施設の建設・改良及び管理・貸付		

## 計画供給輸送力算定書

路線	最混雑区間	供給 時期	終日 ラッシュ 1時間 の別	供給輸送力				輸送量	混雑率	集中率
				車両当り の定員	車両編 成数	運 転 回 数	輸送力			
成 田 新 高 速 鉄 道 線 (仮)	印旛日本医大  ～  成田ニュータウン北 (仮称)	開業時	終日 (ラッシュ 1H)	スカイライナー 55.2 (55.2) 一般車 127 (127)	668 ( 54)	76 ( 6)	63,296 (4,704)	17,971 (3,325)	28.4 (70.7)	(18.5)
		熟成時	終日 (ラッシュ 1H)	スカイライナー 55.2 (55.2) 一般車 127 (127)	668 ( 54)	76 ( 6)	63,296 (4,704)	19,727 (3,649)	31.2 (77.6)	(18.5)

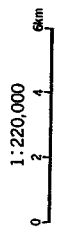


# 成田新高速鉄道路線図



**【凡例】**

京成本線(京成上野～京成高砂)	12.7 km
北総・公団線(北総開発鉄道)	19.8 km
北総・公団線(都市基盤整備公団)	12.5 km
成田高速鉄道を了クセス線	10.7 km
成田空港高速鉄道路線	8.4 km



## 添付図書及び図面

1. 事業収支見積書
2. 建設費概算書
3. 事業の開始に要する資金の総額並びにその資金、土地及び物件の調達方法
4. 資金収支見積書
5. 運輸開始予定時期
6. 鉄道線路の使用に関する契約書の写し

1. 事業収支見積書

(単位：百万円)

年度 項目	開業時 (平成22年度) (2010年)	熟成時 (平成27年度) (2015年)
営業収益		
運輸収入	13,474	15,484
特急料金収入	6,752	7,543
運輸雑収	98	113
収入計	20,324	23,140
営業費用		
人件費	4,476	4,681
経費	3,544	3,738
線路使用料	4,417	6,006
(成田高速鉄道7ヶ所線)	(1,184)	(2,618)
(その他の路線等)	(3,233)	(3,388)
諸税	527	515
減価償却費	3,889	2,090
一般管理費等	352	317
営業外費用		
支払利息	1,204	925
支出計	18,409	18,272
償却後損益	1,915	4,868
(償却前損益)	5,804	6,958
法人税等	800	2,032
当期損益	1,115	2,836

事業収支見積書（積算の基礎）

[京成電鉄(株)（第二種鉄道事業者）]

項 目	算 定 条 件
運輸収入	<p>輸送人員に現行運賃制度を基に算出</p> <p>輸送人員は、東京圏を基本とした対象圏域でゾーンを設定の上、第7次空港整備7箇年計画等を基にH11年国際航空旅客動態調査やH7年国勢調査、H10年東京都市圏パーソントリップ調査等を活用して発生集中交通量・交通機関別交通量等を推計して予測した。</p>
特急料金収入	特急輸送人員に現行料金制度を基に算出
運輸雑収	運輸収入に対する実績比率を基に算定
人 件 費	要員計画に基づく人員等に人件費実績単価を基に算定
経 費	実績単価等を基に算定
線路使用料 成田高速鉄道7ヶ所線	「新線を整備しない場合」と「新線を整備する場合」の収支改善効果（受益）を充当
その他の路線等	北総・公団線、成田空港高速鉄道線、新東京国際空港公団利便施設の使用料を見込む
諸 税	現行税制を基に算定
減価償却費	現行法定耐用年数を基に算定
一般管理費等	実績比率を基に算定
支払利息	過去10年間の日本政策投資銀行と市中銀行（長期プライムレート）の平均利率を基に算定

## 2. 建設費概算書

(単位：百万円)

項 目	数 量 等	金 額 (単位：百万円)
車 両 費	特急車両新造80両 一般車両新造56両 ほか	24,720
施設改良費	車庫拡充、駅ホーム延伸等	8,384
合 計		33,104

## 3. 事業の開始に要する資金の総額並びにその資金、土地及び物件の調達方法

### (1) 事業の開始に要する資金の総額

33,104百万円

### (2) 資金の調達方法

長期借入金にて充当

### (3) 土地及び物件の調達方法

#### ①土地

該当なし

#### ②物件

車両及び車両導入等に伴う施設改良は当社が行う。

4. 資金収支見積書

(単位：百万円)

年度 項目		開業時 (平成22年度) (2010年)	熟成時 (平成27年度) (2015年)
損 益 収 支	運輸収入	13,474	15,484
	特急料金収入	6,752	7,543
	運輸雑収	98	113
	収入計	20,324	23,140
	人件費	4,476	4,681
	経費	3,544	3,738
	線路使用料	4,417	6,006
	(成田高速鉄道777線)	(1,184)	(2,618)
	(その他の路線等)	(3,233)	(3,388)
	諸税	527	515
	減価償却費	3,889	2,090
	一般管理費等	352	317
	支払利息	1,204	925
	支出計	18,409	18,272
	償却後損益	1,915	4,868
	(償却前損益)	5,804	6,958
法人税等	800	2,032	
当期損益	1,115	2,836	
資 金 収 支	長期借入金	487	505
	収入計	487	505
	設備投資額	487	505
	借入金償還	979	3,401
	支出計	1,466	3,906
	収支差引	△979	△3,401
	資金過不足	4,025	1,525

5. 運輸開始予定時期

平成22年度

6. 鉄道線路の使用に関する契約書の写し

別紙のとおり

## 鉄道施設の使用に関する覚書

北総開発鉄道株式会社(以下「甲」という。)と京成電鉄株式会社(以下「乙」という。)は、北総・公団線(京成高砂駅から小室駅までの間)の鉄道施設の使用に関して、次のとおり覚書を締結する。

第1条 甲は、鉄道事業法第7条第1項に基づき、事業基本計画等の変更に関する認可を受けて、北総・公団線の鉄道施設を変更し、乙に使用させるものとする。

第2条 乙は、鉄道事業法第3条第1項に基づき、第二種鉄道事業の許可を受けて、甲が第1条に基づき変更した鉄道施設を使用して、鉄道事業を経営するものとする。

第3条 鉄道施設の使用条件については、甲及び乙が、第1条及び第2条の認可及び許可を受けた後、乙が鉄道施設を使用するまでに、別途協議のうえ定めるものとする。

第4条 この覚書に定めのない事項又は疑義等が生じた場合は、その都度甲及び乙が協議のうえ解決するものとする。

この覚書の証として、本書2通を作成し、甲、乙、記名押印のうえ各々1通を保有する。

平成14年 5月30日

甲 東京都墨田区押上一丁目10番3号  
北総開発鉄道株式会社  
取締役社長

若槻 治彦



乙 東京都墨田区押上一丁目10番3号  
京成電鉄株式会社  
取締役社長

大塚 弘





## 鉄道施設の使用に関する確認書

都市基盤整備公団(以下「甲」という。)と京成電鉄株式会社(以下「乙」という。)は、北総・公団線(小室駅から印旛日本医大駅までの間)の鉄道施設の使用に関して、次のとおり確認する。

第1条 甲は、鉄道事業法第7条第1項に基づき、事業基本計画等の変更に関する認可を受けて、北総・公団線の鉄道施設を変更し、乙に使用させるものとする。

第2条 乙は、鉄道事業法第3条第1項に基づき、第二種鉄道事業の許可を受けて、甲が第1条に基づき変更した鉄道施設を使用して、鉄道事業を営営するものとする。

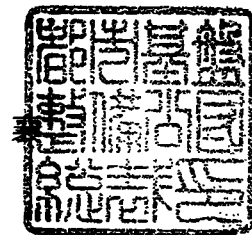
第3条 鉄道施設の使用条件については、甲及び乙が、第1条及び第2条の認可及び許可を受けた後、乙が鉄道施設を使用するまでに、別途協議のうえ定めるものとする。

第4条 この確認書に定めのない事項又は疑義等が生じた場合は、その都度甲及び乙が協議のうえ解決するものとする。

この確認の証として、本書2通を作成し、甲、乙、記名押印のうえ各々1通を保有する。

平成14年 5月30日

甲 東京都千代田区九段北一丁目14番6号  
都市基盤整備公団  
総 裁 伴



乙 東京都墨田区押上一丁目10番3号  
京成電鉄株式会社  
取締役社長 大塚



## 鉄道施設の使用に関する覚書

成田高速鉄道アクセス株式会社(以下「甲」という。)と京成電鉄株式会社(以下「乙」という。)は、印旛日本医大駅から成田市土屋の成田空港高速鉄道線接続点までの間の成田高速鉄道アクセス線の鉄道施設の使用に関する基本的事項について、次のとおり覚書を締結する。

第1条 甲は、鉄道事業法第3条第1項に基づき、第三種鉄道事業の許可を受けて、成田高速鉄道アクセス線の鉄道施設を建設し、乙に使用させるものとする。

第2条 乙は、鉄道事業法第3条第1項に基づき、第二種鉄道事業の許可を受けて、甲が建設した鉄道施設を使用して、鉄道事業を経営するものとする。

第3条 鉄道施設の使用条件については、甲及び乙が、第1条及び第2条の許可を受けた後、開業までに別途協議のうえ定めるものとする。

第4条 この覚書に定めのない事項又は疑義等が生じた場合は、その都度甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

この覚書の証として、本書2通を作成し、甲、乙、記名押印のうえ各々1通を保有する。

平成14年 5月 30日

甲 千葉県成田市三里塚字御料牧場1番2  
成田高速鉄道アクセス株式会社  
代表取締役 興村



乙 東京都墨田区押上一丁目10番3号  
京成電鉄株式会社  
取締役社長 大塚



## 鉄道施設の使用に関する覚書

成田空港高速鉄道株式会社(以下「甲」という。)と京成電鉄株式会社(以下「乙」という。)は、成田市土屋の成田高速鉄道アクセス線接続点から成田空港駅までの間の成田空港高速鉄道線の鉄道施設の使用に関する基本的事項について、次のとおり覚書を締結する。

第1条 甲は、鉄道事業法第7条第1項に基づき、事業基本計画等の変更に関する認可を受けて、成田空港高速鉄道線の鉄道施設を変更し、乙に使用させるものとする。

第2条 乙は、鉄道事業法第3条第1項に基づき、成田高速鉄道アクセス線接続点から成田空港駅までの間の第二種鉄道事業の許可を受けて、甲が第1条に基づき変更した鉄道施設を使用して、鉄道事業を営するものとする。

第3条 鉄道施設の使用条件については、甲及び乙が、第1条及び第2条の認可及び許可を受けた後、乙が変更した鉄道施設を使用するまでの間に別途協議のうえ定めるものとする。

第4条 成田高速鉄道アクセス線接続点から成田空港駅までの間においては、大部分の区間で他の第二種鉄道事業者が隣接して鉄道事業を営していることを踏まえ、事業運営については次によることとする。

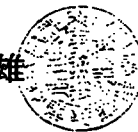
- (1) 鉄道施設の保守、管理については、使用形態等を勘案して、甲及び乙が別途協議のうえ定めるものとする。
- (2) 他の第二種鉄道事業者が隣接して鉄道事業を営している区間における乙の業務の範囲及びその細目については、合理的かつ適正な事業運営となるよう、甲及び乙が別途協議のうえ定めるものとする。

第5条 この覚書に定めのない事項又は疑義等が生じた場合は、その都度甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

この覚書の証として、本書2通を作成し、甲、乙、記名押印のうえ各々1通を保有する。

平成14年 5月30日

甲 東京都中央区東日本橋二丁目24番12号  
成田空港高速鉄道株式会社  
代表取締役社長 堀木 常雄



乙 東京都墨田区押上一丁目10番3号  
京成電鉄株式会社  
取締役社長 大塚 弘

